

■ 3. 実 例 紹 介

以下に、本協会が聞き取り調査を実施した都道府県を中心に、各自治体担当者と事業委託機関のPSWの協力により、各地の取り組みの実例を紹介する。

本章の構成は、以下のとおりである。

- (1) 体制図：①退院促進の全体図、②退院促進支援事業の体制図
- (2) 自治体概要：①基礎データ（社会資源等の数値）、②事業概要
- (3) 事業実施のポイント：本手引きの「■2. 退院促進支援事業実施上のポイント」に合わせて、各地の特徴的な取り組みとなる事項を中心に説明
- (4) 事例紹介：事例の概要と、サービスメニューの質・量変化のグラフ
- (5) 参考資料：実施要綱や説明に使用したパンフレット・チラシなど

- ・利用者の個人を特定できないように、一部内容を加工してある
- ・利用者の同意下での掲載である
- ・実際の支援経過の概要を示すとともに、各機関や職種によるサービスメニューの質・量が、時期を追ってどのように変化したか、視覚的に理解できるよう、グラフを併用して説明している（このグラフ化は試行的段階での掲載であるため、厳密な測定を行なったものではなく、各支援担当者のイメージで作成したものである）。

うらしろ

各都道府県の退院促進に向けた取り組み 一覧

	北海道	岩手県	福島県
実施か所数 (18年度→19年度)	14か所→15か所	2か所→9か所	4か所→2か所
18年度利用者数	37人	11人	29人
プロジェクトマネジメント 実施機関	自立促進支援協議会	自立促進支援協議会 (障害保健福祉圏域毎)	自立促進支援協議会
プロジェクトマネジメント 事務局	精神障害者地域生活支援 センター	障害福祉サービス事業者等 (地域活動支援センター等)	指定相談支援事業者
ケアマネジメント実施機関	精神障害者地域生活支援 センター	自立促進支援協議会	自立促進支援協議会
自立支援員	精神保健福祉士(常勤) 自立支援コーディネーター (常勤) ピアサポーター	精神保健福祉士、看護師、 ホームヘルパー(地域活動支 援センター等に所属)	精神保健福祉ボランティア 看護師、社会福祉士、 教員等
都道府県単独事業		地域生活移行支援 スーパーバイザー事業	障がい者地域生活体験支援 事業
特 徴	<ul style="list-style-type: none"> ・平成16年度よりモデル事業として2圏域で実施 ・平成17年度在院患者調査実施 ・広域な地域性による圏域独自の事業展開 ・精神保健福祉士及び自立支援コーディネーター各1名を常勤配置、対象者への直接支援にピアサポーターという体制による事業実施 ・保健所保健師がマネジメント従事者としてマネジメントを実施(帯広保健所) 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成15年度よりモデル事業として特定1圏域で実施 ・平成16年1月、平成18年7月に社会的入院者のニーズ調査を行い、人数や希望するサービス等を把握し、事業実施の基礎資料とした ・保健所のコーディネートによる事業展開→圏域の保健所保健師による自立支援員やセンター職員への助言や関係機関との調整など、既存のネットワークを最大限に活用した後方支援 ・院内に退院促進支援委員会、社会復帰病棟の設置、入院患者の退院支援や地域との調整の役割を担う生活支援師長(看護師長)が退院促進に向けた司令塔として配置される ・県本庁では、障害者ケアマネジメント研修会等において退院促進支援事業の取り組み等について、関係者が学ぶ機会を設ける 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成16年度よりモデル事業として各圏域で実施(1圏域を2年間で実施し、全圏域で実施) ・長期入院者の退院だけを事業目的とするのではなく、自立支援促進協議会の開催等により、事業を委託した相談支援事業者(旧地域生活支援センター)を中心とした地域のネットワーク作りを支援 ・精神保健福祉士が十分確保できないことから、精神保健ボランティア講座等を受講した方など、精神保健の専門以外の方を自立支援員に委嘱 ・事業を委託した団体を中心に公営住宅入居の保証団体を独自に立ち上げるなど、この事業をきっかけに、必要な資源を独自に作り出す動きが見られた

各都道府県の退院促進に向けた取り組み 一覧

	千葉県	埼玉県	東京都
実施か所数 (18年度→19年度)	2か所→3か所 →(23年度:16か所)	8か所→15か所	3か所→6か所
18年度利用者数	22人	95人	65人
プロジェクトマネジメント 実施機関	自立促進支援協議会 (障害福祉圏域毎)	地域自立促進支援 協議会	自立促進支援会議 (地域退院促進関係者会議、 地域生活ケア会議)
プロジェクトマネジメント 事務局	指定相談支援事業者 (地域活動支援センターI型 等)	指定相談支援事業者	指定相談支援事業者等
ケアマネジメント実施機関	自立促進支援協議会	地域自立促進支援 協議会	指定相談支援事業者等
自立支援員	精神保健福祉士等 (地域活動支援センター 非常勤職員)	精神保健福祉士、 ピアサポーター等	・精神保健福祉士、看護師等 ・地域生活サポーターとして 当事者が参加
都道府県単独事業	精神科病院訪問モデル事業	精神障害者小規模 地域生活支援センター	夜間こころの電話相談
特 徴	<ul style="list-style-type: none"> ・平成16年度より、県内1圏域をモデル地域として事業開始 ・事業対象患者の家族に病院職員を通じた家族交流会を実施し、退院後の環境等の知識・理解を深める ・試験外泊の実施 病院職員…院内では不明確な本人の生活能力の確認 対象者…具体的な生活のイメージをつかむことで、退院促進の意欲を喚起退院するための条件を対象者と周囲が共有する形で明確化 ・退院促進支援事業対象者と当該事業を利用して退院した方とのグループワークの実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成14年度より精神障害者地域生活支援センター1か所に委託して事業開始 ・退院可能精神障害者実態調査の実施により、人数や退院阻害要因等についての現状を把握し、事業実施に役立てる 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成16、17年度2か所でモデル事業を実施 ・平成18年度から指定相談支援事業者(地域活動支援センターI型)等に事業を委託し実施

各都道府県の退院促進に向けた取り組み 一覧

	大阪府	三重県	岡山県
実施か所数 (18年度→19年度)	26→30か所	1か所(平成15~17) →9か所(平成18.10~19)	1か所→3か所
18年度利用者数	58人	90人(平成18登録者数)	13人
プロジェクトマネジメント 実施機関	自立支援促進会議 (退院促進支援協議会)	自立支援協議会	精神保健福祉センター
プロジェクトマネジメント 事務局	保健所	地域生活支援センター (平成15~17) 各圏域の障害者総合相談 センター(平成18.10~)	精神保健福祉センター
ケアマネジメント実施機関	精神障害者に係る地域活動 支援センター	地域生活支援センター (平成15~17) 各圏域の障害者総合相談 センター(平成18.10~)	精神保健福祉センター
自立支援員	精神障害者社会復帰促進 協会(社会復帰支援団体) にて雇用	・地域にある関連資源(ヘル パー事業所等) ・インフォーマルな人的資源 (家族会、ボランティア、学生 など)	・精神保健福祉センターに配 属:精神保健福祉士、作業 療法士、看護師等
都道府県単独事業	ケアマネジメント従事者を 精神障害者に係る地域活動 支援センターに配置 宿泊体験用居室確保事業	・地域生活支援員養成研修 事業 ・ピアカウンセラー養成研修 事業 ・精神障害者安心サポートモ デル事業 ・障害者 GH 等緊急整備事 業(新築 GH 等への整備費 助成) ・障害者体験入居促進事業 (GH への体験利用費用の事 業所への助成) ・障害者 GH 等移行支援モデ ル事業(GH 家賃補助) ・通所等支援事業(通所に 係る定率負担の助成)	・ACT-おかやま事業 ・ホステル事業 ・ピアサポーター派遣事業 ・精神障害者24時間電話 相談事業
特 徴	・平成12年度より府内全域 で退院促進事業を実施(モ デル地域を指定しない) ・自立支援員には当事者も 活用しており、他の自立支援 員とペアで活動 ・自立支援員に加え、障害 者ケアマネジメント従事者を 地域活動支援センターに別 途配置する予算を確保し、 退院促進事業のマネジメント の機能を強化する事業を実 施 ・平成18年度までには、府 域のほぼ全ての精神科病院 において、退院促進支援事 業を実践した ・院内説明会・院内茶話会、 社会資源見学会等の実施 による事業の周知の工夫 (上記すべて政令市を除く)	・平成15年度からモデル事 業として実施し、平成19年 度より県内全域で事業展開 ・自立支援員の研修におい て、医師による医学的基礎 知識や初歩的な支援の仕方 等をテーマとした定期的な学 習会を準備 ・退院促進に関する先進事 業を実施している施設への 外部研修の実施	・平成15年度よりモデル事 業を実施 ・平成17年度からは精神保 健福祉センターが中心となっ て実施 ・重症度に応じて精神科病 院の退院促進機能を補う形 で、ACT-おかやま事業と退 院促進支援事業を連動させ て実施 ・自立支援員など信頼できる 支援者が継続的に支援する 必要性があることから、あ えて退院支援の期間を設定 していないが、徐々に地域資 源への移行を図ることを目指 す

各都道府県の退院促進に向けた取り組み 一覧

	香川県	長崎県
実施か所数 (18年度→19年度)	5か所→5か所(県内全域)	7か所→10か所
18年度利用者数	41人退院/52人対象(平成15~17) 12人退院見込み/17人対象(平成18)	19人
プロジェクトマネジメント 実施機関	自立促進支援協議会(全体会)	自立促進支援協議会
プロジェクトマネジメント 事務局	地域生活支援センター(旧) 指定相談支援事業者 (地域活動支援センターI型)	精神障害者地域生活支援 センター(平成18年度から保健所)
ケアマネジメント実施機関	自立促進支援協議会 (圏域部会)	・精神科病院 ・地域生活支援センター・保健所
自立支援員	・精神保健ボランティア・精神保健福祉士等・看護職(看護師、保健師)・介護職(介護福祉士、ホームヘルパー)・民生委員など各圏域部会に推薦依頼し、知事が委嘱するために、地域生活支援センターのPSWは自立支援員を兼ねていない	・精神保健ボランティア ・家族会 ・当事者会 ・小規模作業所スタッフ→地域生活支援センターに所属(平成18年度から保健所)
都道府県単独事業	・特になし	・地域生活支援員養成研修事業 ・ピアカウンセラー養成研修事業
特 徴	<ul style="list-style-type: none"> ・平成15年度よりモデル地域として1圏域で事業実施し、平成16年度からは県内全域で事業展開 ・自立促進支援協議会は、全体会と圏域部会の2段階構造で組織している ・全体会は、県と地域生活支援センターが合同で開催運営し、圏域部会は保健所を拠点として事業を展開している ・全関係機関を対象に事業周知会を開催 ・院内独自での退院支援委員会の立ち上げや、クリニカルパスの作成、服薬の自己管理の導入など、院内での退院支援策が充実してきた ・本人はさることながら、関係者も退院をあきらめてはいけないという思いが広がっている ・生保担当主管課に運営委員会の委員を委嘱するなど連携を深めることにより、「その人らしい生活の実現」を目指す 	<ul style="list-style-type: none"> ・自立支援員については日頃の活動を通じて当事者をよく知っている方々に依頼したため、非専門職の方々が中心 ・「地域からの誘い出し」を基本とした支援体制の構築 ・平成18年度より保健所を拠点とする事業の展開 ・19年度より政令市2か所に事業委託、また精神科病院のない離島1か所で事業実施